

令和6年度

# 償却資産(固定資産税)の申告の手引

市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになります。

## 申告期限 令和6年1月31日(水)

なるべく、令和6年1月22日(月)までに申告していただきますようご協力をお願いします。

- 提出先は、大阪市船場法人市税事務所です。詳しくは裏面のP15をご覧ください。
- 事業所等が2以上の区にある場合などは、それぞれの事業所が所在する区ごとに申告書を作成してください。
- 区役所には、償却資産申告書の受付など市税に関するご相談、お問合せの窓口はございませんのでご注意ください。
- 申告書を郵送で提出される方で、控の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封されていない場合及び封筒に切手が貼られていない場合は控を返送しませんので、ご了承ください。  
また、申告期限間際の受付分については、控の返送が遅くなりますので、ご了承ください。
- なお、申告期限が過ぎると、4月初旬の納税通知書の発送に間に合わない場合がありますのでご注意ください。

## 償却資産の申告は簡単・便利な電子申告をぜひご利用ください!

大阪市では、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用して、インターネットによる申告を受け付けています。

なお、サービスの利用方法などの詳細は、eLTAXホームページをご覧ください。またはP10に記載のeLTAXヘルプデスクまでお問合せください。

eLTAX地方税ポータルシステムサイト  
<https://www.eltax.lta.go.jp>



エルタックス 検索

詳しくはP10へ

この手引きの内容は、令和5年10月末現在の法令に基づいて作成しています。

### もくじ

- I 償却資産の概要・・・・・・・・・・1
- II 償却資産の申告について・・・・・・・・4
- III 申告書等の主な記載方法について・・・・11
- IV 償却資産の評価と課税について・・・・14

